

# 議案参考資料

[令和8年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係(担当)]

総務課 文書法制担当

## 議案名

議案第39号 桐生市行政手続条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与(以下「聴聞等」という。)の通知に係る公示送達の方法が変更されたことを踏まえ、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

○聴聞等の通知に係る公示送達の変更

行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合における聴聞等の通知に係る公示送達の方法を、次のように変更します。

| 現行           | 改正後   |
|--------------|---|
| 掲示場での書面の掲示のみ | インターネットによる公表に加え、次の①又は②を実施<br>① 掲示場での書面の掲示<br>② 事務所に設置したパソコン等の画面での表示 |

「公示送達」とは、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の所在が判明しない場合において、その送達に代えて行うもので、送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を掲示場に掲示して行うものです。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)により行政手続法が一部改正され、聴聞等の通知に係る公示送達の手続をデジタル化することとされました。

桐生市においても、行政手続法の趣旨にのっとり、同様の規定を定めた桐生市行政手続条例を制定しており、この度の行政手続法の改正と同様の改正を行おうとするものです。